

令和6年10月1日開始

子ども医療費の助成を 18歳の年度末まで拡大します

問合せ 住民課 内線 258

●令和6年10月1日診療分以降の保険診療の自己負担額(入院・外来)が対象●

令和6年9月30日までの診療

対象	助成範囲	助成方法
0歳から15歳の年度末までの人	入院・外来	窓口へ受給者証を提示
中学校卒業から18歳の年度末までの人	入院のみ	自己負担後、町へ返還申請

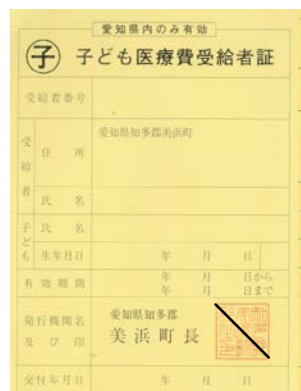


令和6年10月1日以降の診療

対象者	助成範囲	助成方法
18歳の年度末までの人 ※高校生のほか、就労している人等も 対象です	入院・外来	窓口へ受給者証を提示

申請方法

- すでに子ども医療費受給者証をお持ちの
0歳～15歳の年度末(現在の中学3年生)までの人
新たに申請は不要です。
有効期限が延長された新しい受給者証を9月中旬に郵送します。
現在お持ちの受給者証は、10月1日以降ご自身で破棄してください。
- 新たに対象となる人(平成18年4月2日～平成21年4月1日生)
(現在の高校1～3年生相当の年齢)
申請が必要です。対象者には、7月中旬に申請書を郵送しますので、
必要事項を記入し、健康保険証の写しを付けて返送してください。
返送確認後、9月中旬に受給者証を郵送します。



※障害者医療、精神障害者医療(全疾患)、母子・父子家庭医療を受給できる方は対象外となります。